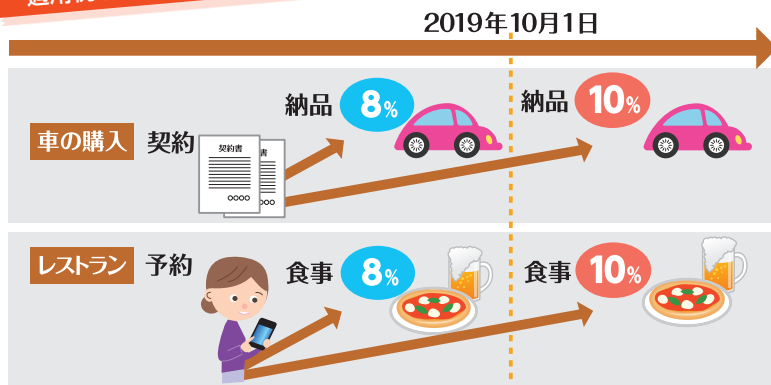


消費税増税、軽減税率の導入に当たって ①

公認会計士・税理士 錦織 澄 (税理士法人 錦織会計事務所 代表社員・松江商工会議所専門相談員)

導入まで
2ヶ月!

適用税率の原則的な考え方



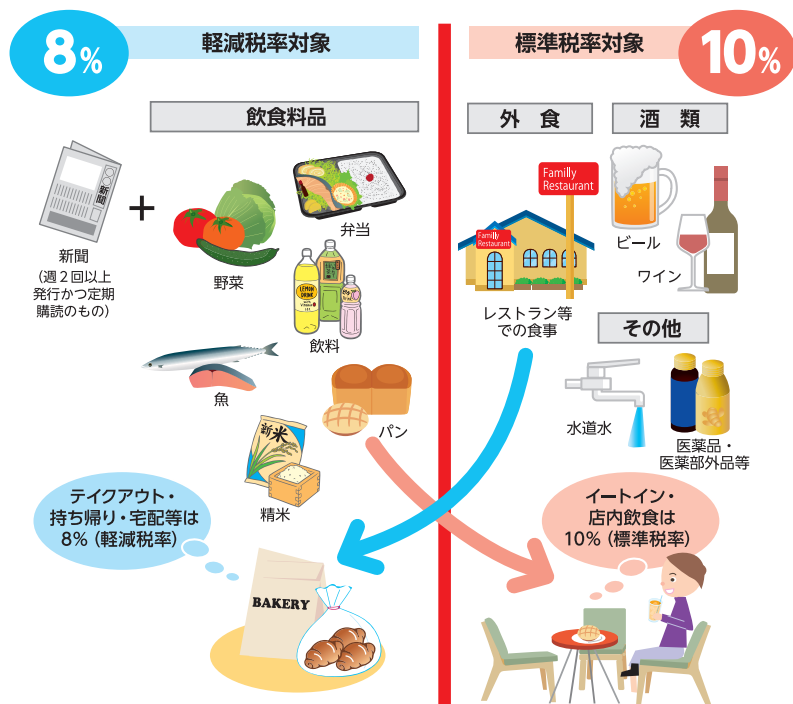
消費税増税、軽減税率の導入が近づいてきました。多くの事業者の皆様はすでに準備を整えておられると思いますが、これからという事業者の方もおられると思います。

令和1年10月1日からの改正の概要は、次の通りです。

- (1) 消費税の標準税率を10%とする。
- (2) 軽減税率制度を導入する。
- (3) 区分記載請求書等保存方式を導入する。

本稿は、今回の消費税改正に関してこれまでに受けた質問、相談を基に、事業者の皆様にお伝えしたい内容です。

軽減税率の対象



1 消費税率の引き上げについて

内容をまとめたものです。参考にしていただければ幸いです。

原則として、令和1年9月30日までの資産の譲渡等については8%、10月1日以降の資産の譲渡等については10%となります。また、電気、ガス等の継続的役務提供、工事請負等については、前回の増税の時と同様の経過措置がありますので注意が必要です。

2 軽減税率の導入について

(1) 軽減税率が適用されるのは、飲食料品の譲渡・輸入と定期購読契約に基づく新聞の譲渡です。ただし、飲食料品の譲渡でも「酒類は軽減税率の対象外」、「外食は軽減税率の対象外」等々軽減税率の対象となる範囲が複雑となっています。

飲食料品の販売をされている事業者の方は、扱っておられる品目の中でどれが軽減税率の対象となるかを明確にし、全従業員で共有

！ 消費税軽減税率制度導入前に、どれだけ準備できているか、チェックしてみよう！

- ☐ 軽減税率の制度 (税率、適用時期) について確認しましたか？
- ☐ 軽減税率の対象品目を確認しましたか？
- ☐ 軽減税率制度に対応したわかりやすい価格表示について検討しましたか？
- ☐ 仕入・支払の際に変更となる事務処理の内容を確認しましたか？
- ☐ 販売の際に変更となる事務処理の内容を確認しましたか？
- ☐ 事務処理変更に伴う社内周知について確認しましたか？



しておくことが重要です。特に小売業の方は、消費者からの問い合わせへの適切な対応が求められますので、販売員の方の正しい理解が重要となります。

(2) ある物品が飲食料品なのかどうかは、売手が飲食料品として譲渡したかどうかで判断します。仕入側の使用目的は関係がなく、売手が譲渡した時点で税率の適用関係が決まります。

(3) 「外食」は軽減税率の対象外、「持ち帰り」は軽減税率の対象となっています。その判断については、販売時点で行うことになっていきます。販売後の事後確認は必要ありません。